

箕輪町下水道接続推進補助金について

平成30年4月1日施行

【概要】

快適な生活環境と生活排水処理の向上を図るため、また町内排水設備指定工事店への受注機会の拡大のため、平成30年度から平成32年度までの3年間は「生活排水処理対策強化期間」とし、期間限定で下水道接続への助成制度を拡充します。

既存の専用住宅を下水道に接続するとき、補助金の交付を受けることができます。
※既存の専用住宅とは

主に居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物。(新築住宅やアパート・マンションは対象外となります。)

【補助対象工事】

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、既存の専用住宅の浄化槽、汲取り式便所などから下水道に接続するための排水設備工事で、町内に本・支店又は営業所を有する排水設備指定工事店に発注したものが対象となります。

【補助金額】

補助金の額は100,000円とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

※排水設備工事費が補助金額に満たない場合は、工事費の千円未満を切り捨てた額が補助金の額となります。

【補助対象者】

町内に住所を有する者、又は下水道接続工事完了後に町内に住所登録しようとする者で、以下の条件をすべて満たすものとします。

- ① 補助金を申請した日の属する年度内に接続工事が完了する者
- ② 全ての世帯員が町税、水道料金、下水道使用料、受益者負担金その他の歳入を滞納していない者（接続工事後に住所登録しようとする者については 納税証明書等の提出が必要です）
- ③ 当該補助金の交付を受けたことがない者（同一世帯で生計を一とする者を含みます）

【他の補助制度との併用】

町が実施する他の補助制度と併用することはできません。

【申請書類等】

町ホームページからダウンロードしてください。

【お問い合わせ】

ご不明な点がございましたら、箕輪町役場 水道課 水道管理係（電話 79-3111）までお問い合わせください。